



秋田県公報

目次	ページ
告示	
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(四三三・総務課)	1
情報提供を推進すべき法人の変更(四三四・総務課)	1
情報公開を推進すべき法人の変更(四三五・総務課)	1
道路区域の変更(四三六・道路課)	1
建築基準法による道路位置の指定(四三七・北秋田地域振興局建設部)	1
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	2
土地改良区の管理規程の変更の認可(由利地域振興局農林部)	2
道路の区域	
道路の種類	
旧新別	
路線名	
区間	
敷地の幅員(メートル)	
延長(キロメートル)	

告示	
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(四三三・総務課)	1
情報提供を推進すべき法人の変更(四三四・総務課)	1
情報公開を推進すべき法人の変更(四三五・総務課)	1
道路区域の変更(四三六・道路課)	1
建築基準法による道路位置の指定(四三七・北秋田地域振興局建設部)	1
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	2
土地改良区の管理規程の変更の認可(由利地域振興局農林部)	2
道路の区域	
道路の種類	
旧新別	
路線名	
区間	
敷地の幅員(メートル)	
延長(キロメートル)	

部).....2
 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....2
 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....2
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四五).....3
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四六).....3

告 示

秋田県告示第四百三十三号
 次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規定に基づき、その名称を告示する。
 平成十八年四月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

法人の名称
 秋田県町村土地開発公社
 財団法人秋田県傷痍軍人会

秋田県告示第四百三十四号
 次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲

を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。
 平成十八年四月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

法人の名称
 秋田県町村土地開発公社
 財団法人秋田県傷痍軍人会
 財団法人大館市勤労者福祉事業団

秋田県告示第四百三十五号
 次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。
 平成十八年四月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

法人の名称
 財団法人秋田県傷痍軍人会

秋田県告示第四百三十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年四月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
" "	十二	十二	所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字下毛平二八番五六地先から二八番五一地先まで	一六・五〇〇	四四・五〇〇
	十二		所花輪大湯線		一六・五〇〇	四四・五〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年四月二十八日から同年五月十九日まで

秋田県告示第四百三十七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規

定に基づき、公告する。
 平成十八年四月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

横手市下境字北大屋敷八十
" 大雄字高津野百七十三番地五
鎌田 進
加藤 信雄

秋選管告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、一七六

三分の一の数 （選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二六、四六一

秋選管告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

- 秋田市 八五、〇〇〇
- 能代市 一七、九二五
- 横手市 一〇、八六五
- 大館市 一七、九四二
- 本荘市 一一、一八七
- 男鹿市 八、二四〇
- 湯沢市 九、二九〇
- 大曲市 一〇、六一九
- 鹿角市鹿角郡 一二、三九三
- 北秋田郡 一七、七三五

- 山本郡 九、七九七
- 南秋田郡 一九、七七八
- 河辺郡 五、一七六
- 由利郡 二〇、六一七
- 仙北郡 三一、四五八
- 平鹿郡 一八、二二八
- 雄勝郡 一二、三四三

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)876600
FAX(062)876605
E-mail:matsubarainatsu.co.jp